

No.	G-74	施設名	西桔梗野球場
-----	------	-----	--------

I 施設の基本情報										
所在地		西桔梗町252番地27			所管部課		生涯学習部スポーツ振興課			
開設年月日		平成19年5月1日	附属建物	有	地区区分	5 北部地区	避難所	—		
設置根拠		函館市西桔梗野球場条例								
設置目的		スポーツの振興をはかり、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため								
運営主体		指定管理 (函館軟式野球連盟)			指定管理期間		平成27～31年度(5年間)			
取得方法		購入(起債)		特記事項						
敷地	土地面積	24,031.62	m ²	地番	252番27		財産区分	行政財産(公共用)		
	借地面積	0.00	m ²	貸主	—		借地料(千円/年)	— 千円		
	総面積	24,031.62	m ²	特記事項	グラウンド部分 10,600m ²					
建物	構造				階数			財産区分	行政財産(公共用)	
	延床面積	219.97	m ²	建築年度	平成18年 (築11年)		老朽度	○ 法38年		
	耐震対策	特記事項								
II 運営情報(単位:人,千円)					III 施設評価					
項目		平成28年度決算		平成29年度決算		評価				
収入	使用料・手数料	1,120		1,027		G 管理運営の効率化 今後の施設のあり方 夜間照明設備を備えた野球場として、市民レベルから全道レベルの大会に幅広く利用され、スポーツの振興を図る上で必要な機能です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めます。				
	その他	24		25						
	計 (A)	1,144		1,052						
支出	人件費	-	-	-	-					
	職員	職員	-	-	-					
		嘱託	-	-	-					-
		臨時	-	-	-					-
	委託料	-		-						
	修繕料等	-		-						
	光熱水費等	-		-						
指定管理料	10,769		10,769							
その他	67		-							
計 (B)	10,836		10,769							
収支差 (B-A)		9,692		9,717						
利用状況	利用人数	12,130		9,347		特記事項				
	有料	有 料								
		無 料								
	稼働日数	167		170						
1日当りの利用者数	72.6		55.0							

【施設】



【地区区分】

